



保発1211第1号  
平成21年12月11日

地方厚生（支）局長 }  
都道府県知事 } 殿

厚生労働省保険局長

厚生労働大臣が指定する新医薬品等について

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号）第10第2号（一）ハ中、厚生労働大臣が指定する新医薬品及び期間を別表のとおり定める。

なお、「厚生労働大臣が指定する新医薬品等について」（平成21年1月16日保発第0116002号）は、平成21年12月11日をもって廃止する。

別表

新 医 薬 品	期 間
・ インテレンス錠100mg	・ 使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日から平成21年1月31日まで
・ シーエルセントリ錠150mg	・ 使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日から平成21年1月31日まで
・ ベネフィクス静注用500 ベネフィクス静注用1000 ベネフィクス静注用2000	・ 使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日から平成21年12月31日まで